

公表資料

令和3年12月21日
防衛省

自衛隊法第65条の11第5項の規定に基づく自衛隊員の再就職
状況の報告（令和3年7月1日～同年9月30日分）

自衛隊員の再就職状況については、管理職隊員（特別の機関、地方支分部局等を含む本省課長・企画官相当職以上※）が、離職後2年以内に再就職した場合等において、その再就職情報（氏名、離職時の官職又は階級、再就職先の名称・地位、防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無等）について、防衛大臣に届出を行うこととされています。

本日、令和3年7月1日から同年9月30日までの間に防衛省において受理した再就職情報について、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第65条の11第5項の規定に基づき、防衛大臣から内閣に報告を行いましたので、別紙1及び別紙2により公表します。

- ※ 自衛官：1等陸佐、1等海佐又は1等空佐以上（ただし、自衛官俸給表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の（三）欄に定める額の俸給の支給を受ける者にあつては、俸給の特別調整額が一種又は二種とされる官職に就いていた者以外の者を除く。）
事務官等：行政職（一）7級以上の者又はこれに相当する者（ただし、行政職（一）7級及びこれに相当する者にあつては、俸給の特別調整額が一種又は二種とされる官職に就いていた者以外の者を除く。）

【連絡先】

防衛省人事教育局人事計画・補任課再就職等監視室
電話：03-3260-0812（直通）

自衛隊法第65条の11第5項の規定に基づく報告の概要

(令和3年7月1日～同年9月30日分)

[届出区分別]

【自衛隊法第65条の11第1項、第3項及び第4項の規定に基づく届出】

府省等名	自衛隊法第65条の11第1項の規定に基づく届出 (在職中の届出)	自衛隊法第65条の11第3項の規定に基づく届出 (離職後の事前届出)	自衛隊法第65条の11第4項の規定に基づく届出 (離職後の事後届出)	合計
防衛省	4	-	19	23

[再就職先区分別]

【自衛隊法第65条の11第1項、第3項及び第4項の規定に基づく届出】

府省等名	再就職先区分												合計
	国又は地方公共団体の機関	独立行政法人	国立大学法人	特殊法人	認可法人	公益社団法人又は公益財団法人	一般社団法人又は一般財団法人	学校法人、社会福祉法人又は更生保護法人	その他の非営利法人	営利法人	自営業	その他	
防衛省	2	-	-	1	-	-	1	-	2	17	-	-	23

自衛隊法第65条の11第5項の規定に基づく報告
(令和3年7月1日～同年9月30日分)

別紙2

【1. 自衛隊法第65条の11第1項の規定に基づく届出関連】

番号	氏名	離職時の年齢	官職又は階級	約束前の求職開始日 (注1)	再就職の約束をした日	約束前の求職開始日以後の隊員としての在職状況及び職務内容(注1)			離職日	再就職日 (注2)	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位	求職の承認の有無 (注3)	防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無(注4、5)	
						官職又は階級	在職期間									職務内容
							自	至								
1	三輪 恒佳	59	防衛医科大学校副校長	—	R3. 8. 25	防衛医科大学校副校長	R3. 8. 25	R3. 9. 1	関係事務の総括整理	R3. 9. 1	R3. 9. 2	鹿車興産有限公司	不動産賃貸	役員	無	無
2	長尾 典忠	56	陸上自衛隊旭川駐屯地業務隊長	R3. 4. 22	R3. 8. 31	陸上自衛隊旭川駐屯地業務隊長	R3. 4. 22	R3. 11. 30	駐屯地機能の維持管理等及び司令業務の実施	R3. 11. 30	R3. 12. 6	日本電気株式会社	IT関連製造業	参与	無	有
3	芝 伸彦	56	陸上自衛隊中部方面混成団長兼大津駐屯地司令	R3. 7. 2	R3. 9. 24	陸上自衛隊中部方面混成団長兼大津駐屯地司令	R3. 7. 2	R3. 12. 1	混成団の指揮統率	R3. 12. 1	R4. 4. 1	凸版警備保障株式会社	工場、ビルなどの警備の請負及びその保障等	支所長	無	有
4	西川 亘	56	陸上自衛隊航空学校霞ヶ浦分校長	R3. 6. 29	R3. 9. 10	陸上自衛隊航空学校霞ヶ浦分校長	R3. 6. 29	R3. 12. 1	分校の校務を掌理	R3. 12. 1	R3. 12. 2	新東亜交易株式会社	航空機・艦艇エンジン等の輸入・販売等	顧問	無	有

(注1) 約束前の求職開始日とは、再就職の約束をした日以前の隊員としての在職期間中における以下の①から③までの日のいずれか早い日をいう。

①再就職先に対し、再就職を目的として、最初に自己に関する情報を提供した日

②再就職先に対し、再就職を目的として、最初に当該再就職先の地位に関する情報の提供を依頼した日

③再就職先に対し、最初に当該再就職先の地位に就くことを要求した日

該当する日がなかった場合(自衛隊法施行令の一部を改正する政令(平成29年政令第320号)の施行日(平成30年1月1日)前に約束前の求職開始日があった場合を含む。)には、「約束前の求職開始日」欄に「—」と記載し、「約束前の求職開始日以後の隊員としての在職状況及び職務内容」欄に、再就職の約束をした日以後の隊員としての在職状況及び職務内容を記載している。

(注2) 「再就職日」には、「再就職予定日」が含まれる。

(注3) 「求職の承認」とは、自衛隊法第65条の3第2項第5号の規定に基づく承認をいう。

(注4) 「防衛大臣の援助」とは、自衛隊法第65条の10第1項の規定に基づき、防衛大臣が行う若年定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。

(注5) 「官民人材交流センターの援助」とは、自衛隊法第65条の10第2項において準用する国家公務員法(昭和22年法律第120号)第18条の5第1項及び第18条の6(同項に係る部分に限る。)の規定に基づき、官民人材交流センターが行う一般定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。

【2. 自衛隊法第65条の11第4項の規定に基づく届出関連】

番号	氏名	離職時の年齢	離職時の官職又は階級	離職前の求職開始日 (注1)	離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況 及び職務内容(注1)				離職日	再就職日	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位	求職の承認の有無 (注2)	防衛大臣又は 官民人材交流 センターの援助の有無 (注3, 4)
					官職又は階級	在職期間		職務内容							
						自	至								
1	片原 栄一	60	防衛研究所特別研究官(国際交流・図書担当)(防衛研究所地域研究部長)	-	-	-	-	-	R2.3.31	R3.8.18	株式会社長良総合研究所	調査研究	代表取締役社長	無	無
2	西田 安範	58	防衛審議官	-	-	-	-	-	R2.8.5	R3.6.29	労働金庫連合会	協同組織金融機関	特別顧問	無	無
3	大判 英之	56	海上自衛隊幹部候補生学校長	-	-	-	-	-	R2.12.22	R3.7.1	株式会社エム・シー・シー	衛星通信事業	顧問	無	無
4	小俣 和之	57	海上自衛隊第21航空群司令	-	-	-	-	-	R2.12.22	R3.7.16	三菱電機株式会社	電気機械器具製造業	防衛システム事業部長付(常勤嘱託)	無	無
5	斎藤 兼一	57	陸上自衛隊陸上総隊司令部日米共同部長	-	-	-	-	-	R2.12.22	R3.7.1	渋谷区役所	地方公務	危機管理対策部危機管理対策監	無	無
6	田淵 忠史	57	陸上自衛隊第8師団副師団長兼北熊本駐屯地司令	-	-	-	-	-	R2.12.22	R3.9.1	富国生命保険相互会社	個人・企業向けの保険商品の販売と保全サービス等	参与(嘱託)	無	無
7	梅田 将	57	陸上自衛隊警務隊長	-	-	-	-	-	R3.3.26	R3.8.1	三菱電機株式会社	重電システム、産業エレクトロニクス、家電等の製造・販売	防衛システム事業部 事業部長付(常勤嘱託)	無	無
8	鈴木 直栄	57	陸上自衛隊第10師団長	-	-	-	-	-	R3.3.26	R3.8.1	日本郵政株式会社	郵便業務、金融サービス、生命保険業務	総務部危機管理室企画役	無	有
9	関口 勝則	57	陸上自衛隊航空学校長兼明野駐屯地司令	-	-	-	-	-	R3.3.26	R3.8.1	エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社	ヘリコプターの販売・維持整備	顧問(常勤)	無	無
10	高田 祐一	57	陸上自衛隊富士学校長兼富士駐屯地司令	-	-	-	-	-	R3.3.26	R3.8.1	三井住友海上火災保険株式会社	損害保険業等	公務第一部顧問	無	無
11	藤井 祥一	57	陸上自衛隊東北補給処長	-	-	-	-	-	R3.3.26	R3.7.1	ジブラルタ生命保険株式会社	保険業	顧問	無	無
12	金子 博文	60	防衛装備庁艦艇装備研究所長	-	-	-	-	-	R3.3.31	R3.7.1	一般財団法人日本海事協会	船級関連業務等	技術研究所職員(契約社員)	無	無
13	篠原 研司	60	防衛装備庁艦艇装備研究所研究企画官	-	-	-	-	-	R3.3.31	R3.7.1	エムエイチアイオーシャニクス株式会社	防衛機器の後方支援業務(データ解析等)	専門部長(契約社員)	無	有
14	島袋 徳男	60	沖縄防衛局総務部付(地方協力局地方協力企画課施設調整官)	-	-	-	-	-	R3.3.31	R3.9.1	株式会社沖電工	土木・建築・電気の設計および請負施工	参事	無	無
15	長谷川 邦之	60	大臣官房付(北関東防衛局総務部長)	-	-	-	-	-	R3.3.31	R3.7.1	横浜倉庫株式会社	物流業	施設部次長	無	無
16	樋口 達巳	56	航空自衛隊第12飛行教育団司令兼防府北基地司令	-	-	-	-	-	R3.3.31	R3.9.16	株式会社エイブル	不動産賃貸仲介事業等	マネージャー	無	有

番号	氏名	離職時の年齢	離職時の官職又は階級	離職前の求職開始日 (注1)	離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況 及び職務内容(注1)			離職日	再就職日	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位	求職の承認の有無(注2)	防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無(注3, 4)	
					官職又は階級	在職期間									職務内容
						自	至								
17	山川 稚文	60	北海道防衛局調達部長	—	—	—	—	R3. 3. 31	R3. 7. 1	株式会社浅沼組	建設業	建築事業部技術部長	無	無	
18	沖本 茂	60	自衛隊阪神病院付(陸上自衛隊補給統制本部衛生部長)	R3. 5. 10	自衛隊阪神病院付	R3. 5. 10	R3. 7. 21	特に命ぜられた事項	R3. 7. 21	R3. 8. 1	株式会社せいき	薬局、デイサービス、訪問看護等	キバタ薬局河内長野店薬剤師(パート)	無	無
19	竹島 茂人	59	自衛隊中央病院総合診療科部長	R3. 7. 6	自衛隊中央病院総合診療科部長	R3. 7. 6	R3. 8. 1	診療	R3. 8. 1	R3. 8. 3	沖縄県立八重山病院	診療等	医師	無	無

(注1) 離職前の求職開始日とは、隊員としての在職期間における以下の①から③までの日のいずれか早い日をいう。

①再就職先に対し、再就職を目的として、最初に自己に関する情報を提供した日

②再就職先に対し、再就職を目的として、最初に当該再就職先の地位に関する情報の提供を依頼した日

③再就職先に対し、最初に当該再就職先の地位に就くことを要求した日

該当する日がなかった場合(自衛隊法施行令の一部を改正する政令(平成29年政令第320号)の施行日(平成30年1月1日)前に離職前の求職開始日があった場合を含む。)には、「離職前の求職開始日」欄及び「離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容」欄に、「—」と記載している。

(注2) 「求職の承認」とは、自衛隊法第65条の3第2項第5号の規定に基づく承認をいう。

(注3) 「防衛大臣の援助」とは、自衛隊法第65条の10第1項の規定に基づき、防衛大臣が行う若年定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。

(注4) 「官民人材交流センターの援助」とは、自衛隊法第65条の10第2項において準用する国家公務員法第18条の5第1項及び第18条の6(同項に係る部分に限る。)の規定に基づき、官民人材交流センターが行う一般定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。

(注5) 管理職隊員以外の隊員である間に再就職の約束をした者で、一度でも管理職隊員であったことがある者については、「自衛隊法第65条の11第4項の規定に基づく届出」として本表に掲載。

(参考)

○ 自衛隊法（昭和29年法律第165号）（抄）

（防衛大臣への届出等）

第六十五条の十一 隊員（退職手当通算予定隊員を除く。）は、離職後に営利企業等の地位に就くことを約束した場合には、速やかに、防衛省令で定めるところにより、任命権者が防衛大臣であるときは防衛大臣に、任命権者が防衛大臣以外の者であるときは当該任命権者を通じて防衛大臣に、政令で定める事項を届け出なければならない。

2 (略)

3 管理又は監督の地位にある隊員の官職として政令で定めるものに就いている隊員（以下「管理職隊員」という。）であつた者（退職手当通算離職者を除く。次項において同じ。）は、離職後二年間、次に掲げる法人の役員その他の地位であつて政令で定めるものに就こうとする場合（第一項の規定による届出をした場合を除く。）には、あらかじめ、防衛省令で定めるところにより、防衛大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。

一 行政執行法人以外の独立行政法人

二 特殊法人（法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人（独立行政法人に該当するものを除く。）のうち政令で定めるものをいう。）

三 認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち政令で定めるものをいう。）

四 公益社団法人又は公益財団法人（国と特に密接な関係があるものとして政令で定めるものに限る。）

4 管理職隊員であつた者は、離職後二年間、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、若しくは事業に従事し、若しくは事務を行うこととなつた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業（前項第二号及び第三号に掲げる法人を除く。）の地位に就いた場合は、第一項又は前項の規定による届出を行つた場合、日々雇入れられる者となつた場合その他政令で定める場合を除き、防衛省令で定めるところにより、速やかに、防衛大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。

5 防衛大臣は、第一項及び前二項の規定による届出（第一項の規定による届出にあつては、管理職隊員がしたものに限る。）を受けた事項について、遅滞なく、政令で定めるところにより、内閣に報告しなければならない。

6 内閣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、政令で定める事項を公表するものとする。